

2020年6月30日

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBI マネープラザ株式会社
代表取締役執行役員社長 太田 智彦

不動産小口信託受益権 第4号案件完売のお知らせ

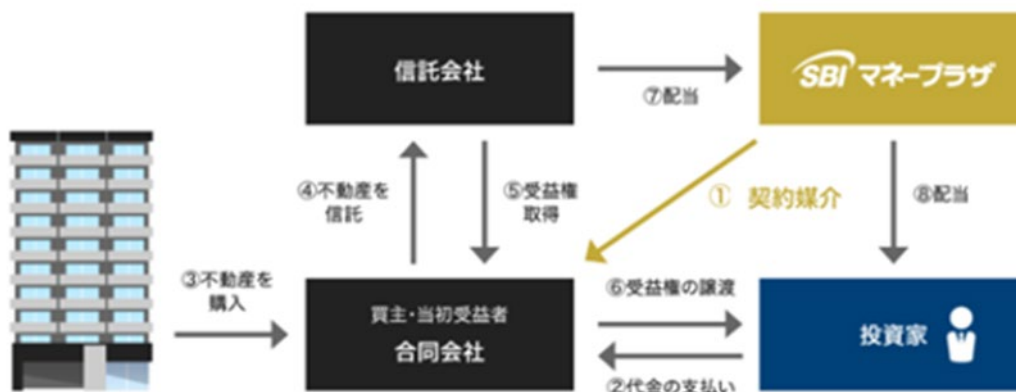
SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田智彦、以下「当社」といいます。）は、当社として第4号案件となる「不動産小口信託受益権（※）レオーネ文京音羽+ミハス三軒茶屋Ⅱ（以下「本信託受益権」といいます。）」について2020年6月30日をもって完売したことをお知らせ致します。

本信託受益権は、東京都心部で人気のある2地域（文京区音羽、世田谷区三軒茶屋）の共同住宅物件を受益権化し、主に当社の直営店舗及び地域金融機関との共同店舗で販売を致しました。また、その他にも当社が提携する地域金融機関やパートナーを組む税理士事務所・公認会計士事務所等を通じて当社にご紹介していただきましたお客様にも販売を致しました。その結果、2020年2月10日より約4か月間で募集金額15億5,500万円の販売を完了致しました。なお当社では今後も引き続き、都心部の不動産小口信託受益権にかかる私募の取扱いを行う予定です。

当社は、今後も一人ひとりに最適な金融商品を提供する「日本最大の金融商品ディストリビューター」を目指し、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、「顧客中心主義」の徹底に努めるとともに、地方創生を担う地域金融機関の活性化に寄与してまいります。

(※) 不動産小口信託受益権とは、不動産を信託銀行等に信託し、その不動産から得られる利益（賃料収入や売却益など）を受け取ることのできる権利を言います。

〈不動産小口信託受益権取引スキーム図〉



SBI マネープラザ株式会社

・ 第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

登録番号：関東財務局長（金商）第 2893 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

・ 金融商品仲介業者

登録番号：関東財務局長(金仲)第 385 号

所属金融商品取引業者：

・ 株式会社 SBI 証券（関東財務局長(金商)第 44 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

・ ウェルスナビ株式会社（関東財務局長(金商)第 2884 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

・ 銀行代理業者

許可番号：関東財務局長（銀代）第 268 号

所属銀行：住信 SBI ネット銀行株式会社

取扱業務：円普通預金及び円定期預金の受入れを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付）※並びに資金の貸付けを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付） ※ただし、住宅ローン取引に付随するもののみを指します。

・ 貸金業者

登録番号：東京都知事（2）第 31636 号 加入協会：日本貸金業協会 第 005872 号

【注意事項】

当社が取扱う有価証券等及び保険商品は預金等ではなく、預金利息はつきません。また、元本保証はされておらず、預金保険制度の対象ではありません。

(金融商品仲介業について)

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかなる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

(銀行代理業について)

当社は、銀行代理業に関してお客様から直接、金銭のお預かりをすることはありません。

(保険代理店業務について)

当社は、募集代理店として保険契約締結の媒介又は代理を行いますが、契約の相手方は当社ではなく、保険会社となります。

保険商品の内容については、必ず商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等にてご確認ください。

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先
SBI マネープラザ株式会社 総合企画部 03-6229-0166